

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-06

台灣民政府「台灣公民權利法」

陳, 志明 / CHIN, Shiaki

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

111

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

183

(終了ページ / End Page)

205

(発行年 / Year)

2013-10

台灣民政府「台灣公民権利法」

陳志明

解説

「台湾民政府」(Taiwan Civil Government) は、1990年

年一〇月一四日に国際法学者の林志昇氏ら台湾人原告團¹⁾が原告が、台湾の地位正常化及び台湾人の人権保障を求めて、ワシントンD.C. 地区連邦地方裁判所に米国政府を訴えた「Roger C. S. Lin, et al. v. United States of America 事件」の、一九九〇年四月七日ワシントンD.C. 巡回区連邦控訴裁判所判決において、「台湾人は無国籍で、国際的に認められた政府を持たず、政治監獄の中で生活しており、米国はサンフランシスコ平和条約に基づき、台湾に対する主要占領権を有する」旨の判断が下され、同年八月六日に米国政府が連邦最高裁判所において抗弁権を放棄したことを受け、一九九〇年七月四日に原告団が戦時国際法に基づき、「米国軍事政府」(United States Military

Government) の下に置かれる台湾の統治機構として本格成立した「政府組織」であり、かつて米軍占領下の沖縄において、琉球列島米国民政府の下に置かれた琉球政府に相当するものである。組織は「主席」を長とし、中央には立法府の「衆議院」とび「参議院」、行政府の「国务院」、地方には六つの「州」が置かれているが、一九九一年五月以降、国务院を中心とする国务院制から主席・副主席を中心とする主席团制への機構改革が行われている。また、本稿に掲載している後述の「台湾公民権利法」に基づき、台湾住民の身分証明書である「台湾政府身分証」を発行している他、「米国軍事政府」に対し米軍占領下の沖縄と同様の、旅券に相当する「旅行証明書」の発行を要求している。

「台湾民政府」は現在の台湾の地位に関し、「米国が主要占領権を有し、中華民国」=「政府が代理占領する日本の領土」であると主張する。即ち、一八九五年五月八日発効の下関条約で清朝皇帝が拓殖地の台湾を日本天皇に永久割譲したことにより台湾は日本の植民地となり、一九三七年から万国公法に基づき植民地を領土に昇格するための皇民化政策が行われ、一九四五年四月一日の天皇詔書で台湾住民に參政権が付与され、更に徵兵令が施行されたことにより台湾に大日本帝国憲法が完全施行され、台湾は日本の不可分の領土となつた。しかし同年八月十五日の敗戦で日本は連合國の分割占領下に入り、日本本土は一九四七年五月三日の日本国憲法施行を経て、一九五一年四月一八

日発効のサンフランシスコ平和条約で主権を回復したが、沖縄では同条約上の主要占領権を有する米国の占領、台湾ではその米国を代理する中華民国「命政府の占領が継続した。但しこれらの地域は戦時國際法の「占領は主権を移転すべからず」の原則により、依然として日本に領有権があったとする。一方、一九四三年一月十七日のカイロ宣言の台湾返還に関する部分は、一九四五年七月六日のポツダム宣言の時点では既に同年四月一日の天皇詔書によって実効性を失つており、同年八月一五日の敗戦によつても台湾は中華民国に返還されておらず、中華民国はその後の国共内戦の結果、一九四九年に占領地の台湾へ敗走したことにより、自國の領土を追われて亡命政府になつたとする。従つて、まず現在の中華民国「命政府の代理占領を終了し、次に主要占領権を有する米国の直接占領の下、台湾の政権を「台灣民政府」に授与し、そして台湾を冲縄と同様に日本へ返還することを米国に求め、以つて「台湾の地位正常化」を実現することを「台灣民政府」は目標としているのである。こうした目標の成否は、様々な政治的・社会的要因に左右され得るためさておくとしても、台湾の地位に関しては、中華民国による統治を大前提とする從来の一般的な認識と全く異なり、またいわゆる「台湾地位未定論」と比較してもかなり踏み込んだ主張を行つてゐる点で大変興味深い。⁽²⁾

「台湾公民権利法」(The People of Taiwan Citizenship Rights Act) は、「台灣民政府」が一〇一一年二月一一日に公

布し同年八月一日に施行した、「米国軍事政府の管轄期間」(第一条)における身分に関する基本法であり、前述の「台灣政府身分証」を発行する根拠法として、「台灣公民」(台湾人)とその他の台湾住民(中國人等)の身分に関連する事項、及びその主管機關としての「法務法務部」の権限等が規定されている。「台灣民政府」によれば、前述の「台湾の地位正常化」を実現するためには、まず戦後六八年間の長きにわたる中華民国の統治下において、「占領者」である中國人と「被占領者」である台湾人が混交してきた状態を整理する必要があり、その基準を明確にすることが「台湾公民権利法」の主たる目的である。第四七条において、「台灣公民権利法」は「中國語版」を基準に解釈するものと規定され、「中國語版」は「台灣民政府」の公式サイトに一般公開されているが、この条文は一〇一一年の公布・施行当時のものであり、一〇一二年九月一日に行われた最新の改正は反映されていない。本稿に掲載している「台灣公民権利法(中文版)」は、筆者が一〇一三年四月に「台灣民政府」から入手し、一〇一二年九月一日の改正が反映された「中國語版」であり、明らかに誤植と思われる箇所もそのまま掲載した上で、それらの誤植に関しては後掲の「台灣公民権利法(日本語訳)」において訂正する形にした。

第四七条に規定されているように、「台灣公民権利法」には「中國語版」の他、「日本語版」及び「英語版」が存在するが、「台湾公民権利法」が「台灣民政府」の公式サイトにおいて一般公開

されてゐるのに対し、「日本語版」及び「英語版」は一般には公開されていない。筆者が「台灣民政府」から入手した「日本語版」は、「中國語版」及び「英語版」と照らし合わせたところ、随所に明らかな誤訳や用語の誤使用・不統一が見られ、「台灣公民權利法」の日本語版としては修正すべき箇所が非常に多いものであった。本稿に掲載している「台灣公民權利法（日本語訳）」は、筆者が「中國語版」及び「英語版」を基に全ての条文を改めて日本語に訳し直したものであり、いわゆる「日本語版」ではない。

に多いものであった。本稿に掲載している「台灣公民權利法

四五年九月一日公布一般命令第一號令在台灣境內之大日本帝國軍隊向代表列軍之蔣介石將軍投降開始、依美國最高法院 Cross v. Harrison, 57 U. S. 161 (1853) 判決、美國軍事政府對台灣之管轄期間繼續至美國總統明令宣布終止時結束。

第二條【名詞定義】

本法特殊名詞定義如下：

- 一、台灣人民：指於本法實施時、於台灣有住居所之人。
- 二、台灣居民：於本法實施時、於台灣已設有戶籍之人。
- 三、台灣人：指本法第三條第一項第一款之人。
- 四、台僑：居住於台灣以外之國家或地區的台灣人。
- 五、美國人：持有美國公民護照或美國國民護照者。
- 六、日本人：指持有日本護照者。
- 七、外國人：非台灣人即是外國人、無論其所持身分證明文件是國家、地方政府、國際團體、流亡政府、聯合國等單位所核發。
- 八、國家：依美國國務院所承認而在其網路上公布的「獨立國家」名單為準。
- 九、無國籍人：指不具有且目前無法辦理任何國家的身分證明文件者。
- 一〇、居留者：指在台灣地區有住居所而有居留簽證（包括合約工作）之外國人。
- 一一、停留者：指在台灣地區有短暫停留簽證之外國人。
- 一二、合約工作者：外國人或無國籍人從事（a）商船、工作船及其他經權責機關特許船舶工作、（b）海洋漁撈工作、（c）前項美國軍事政府管轄期間、自盟軍統帥麥克阿瑟將軍於一九

家庭幫傭工作、(d) 工廠之工作、(e) 為因應台灣境內重要建設工程或經濟社會發展需要而受聘僱工作、(f) 宗教工作、(g) 其他經法治與法務部指定之工作類別。

第三條【台灣公民之定義】

下列之人為台灣公民：

一、一九四五年九月二日大日本帝國天皇簽署投降書時，在大日本帝國治理之台灣設有戶籍者及其現今仍有戶籍之後代為台灣公民。

二、依本法其他規定取得台灣公民身分者。

三、前二款台灣公民間、暨前款台灣公民間、於台灣有戶籍之後代為台灣公民。

台灣公民年滿十八歲時有選舉、罷免、公投等權利。

第四條【台灣居民身分之取得】

台灣居民，由法治與法務部逕行發給台灣居民身分證，其居住期限，在美國軍事政府管轄期間，由法治與法務部與美國軍事政府協商定之。

請領台灣居民身分證限於台灣境內辦理。

第五條【人道與法理考量——依本法認定之台灣公民之二】

下列之人，雖不具備第八條第一項各款要件，若無不良紀錄者，經申請審核認可、宣誓遵守台灣法律體系與支持民主政治發展者，為台灣公民。

一、台僑。

二、僅父或母一方為台灣人，而其本人於台灣有戶籍。

三、自本法實施日起⁽⁵⁾，於台灣連續三年每年合計有一八三日以上之合法居留且有住居所之美國人或日本人或原為美國人或原日本者。

第六條【特殊貢獻——依本法認定之台灣公民之二】

下列之人，雖不具備第八條第一項各款要件，若無不良紀錄者，經申請審核認可、宣誓遵守台灣法律體系與支持民主政治發展者，為台灣公民：

一、對於台灣之安全、經濟、環境、農業、外貿、醫學、科學、藝術、運動、工程、本土文化、教育、宗教或其他重要領域事項之進步或自由化有卓越貢獻者。

二、於本法實施前，已經參加過台灣民政府所舉辦之研習會且協助推動台灣民政府之工作者。

三、其他類似前款之情形，經法治與法務部專案核准者。前項其他重要領域事項，由法治與法務部定之。

依第一項取得台灣公民身分者，不受本法第一四條之限制。

第七條【人道考量——依本法認定之台灣公民之三】

下列之人，雖不具備第八條第一項各款要件，若於台灣有住所而無戶籍、經申請認可、並親自宣誓或由其代理人、監護人等宣誓遵守台灣法律體系與支持民主政治發展者，為台灣公民。

一、在台灣出生、生父及生母不明或生父及生母為無國籍人，而身心障礙且無法自理生活者。

二、其他與前款類似情形，經法治與法務部給予特別考量者。

第八條【一般取得台灣公民身分及其條件——依本法認定之台灣

公民之四】

外國人或無國籍人、除合約工作者外、現於台灣區域內有住居所、並具備下列各款要件者、得申請取得台灣公民身分為台灣公民。」

一、自本法實施日起、於台灣區域內、每年合計有一八三日以上合法居留之事實繼續六年以上者。

二、年滿十八歲並依台灣政府之法律及其本國法或國際法均有行為能力者。

三、品行端正、正面思想、無不良紀錄者。

四、有相當財產或專業技能、足以自立、或生活保障無虞者。

五、具備台灣話及英語或日語或華語等其他基本語言能力與台灣歷史與地理等國民基本常識者。

前項第五款所定台灣區域內基本語言能力與國民基本常識、其認定、測試、免試、收費及其他應遵行事項之標準、由法治與法務部報國務院核定之。

第九條【父與母皆非台灣人而於台灣有戶籍】——依本法認定之台灣公民之五】

父與母皆非台灣公民而於台灣有戶籍、持有台灣居民簽證者、其居留期間依本法第四條之規定、於台灣政府參議院與眾議院完成普選後、無不良紀錄者、得依第八條規定申請取得台灣公民身分為台灣公民。

前項申請被駁回者、其居留期限不受影響、其他依本法第三條第一項第二款之規定申請台灣公民身分被駁回者、法務與法務部

可酌情、為下列之處分。：

一、繼續給予三年以內之居留簽證或限制其於六〇天內出境。
二、採取其他適當措施。

本法實施前、於台灣有戶籍之台灣人、有資格但不願意取得台灣公民身分者、於向權責機關提出「效忠中華民國或其他國家之聲明書」後、其居留簽證依前項後段之規定辦理。

第一〇條【特殊取得台灣公民身分】——依本法認定之台灣公民之六】

外國人或無國籍人、現於台灣區域內有住居所、具備第八條第一項第二款至第五款要件、自本法實施後、每年合計於台灣有一八三日以上合法居留之事實繼續三年以上、並有下列各款情形之一者、得申請取得台灣公民身分為台灣公民。」

一、為台灣公民之配偶。

二、為台灣公民之養子女。

依前項取得台灣公民身分後、若有不良紀錄者、經以書面告戒後、仍違反者、法治與法務部撤銷其公民身分。

第一條【取得台灣公民與居民身分人其未成年子女身分之取得】

取得台灣公民身分人之未婚未成年子女、得申請隨同取得台灣公民身分為台灣公民。

取得台灣居民身分人之未婚未成年子女、得申請隨同取得台灣居民身分為台灣居民。

第二條【宣誓義務與宣誓之程序等】

依第三條第一項第一款之規定當然取得台灣公民身分者、於宣誓遵守台灣法律體系與支持民主政治發展後、由法治與法務部報出國務院於國務公報或國務院網站公布、自公布日起、取得台灣公民身分。

依第三條第一項第二款之規定申請取得台灣公民身分者、無不良記錄、經核准、於宣誓遵守台灣法律體系與支持民主政治發展後、由法治與法務部報出國務院於國務公報或國務院網站公布、自公布日起、取得台灣公民身分。

前二項獲得台灣公民身分者、年滿十四歲以上者皆應宣誓、其宣誓程序、方式及宣誓書之格式等、由法治與法務部定之。

第一三條【居民等簽證之限制與獎勵】
有關第三條第一項第二款之申請人數、法治與法務部得參考台灣民政府之人口政策、按年份、來源地區、教育程度、專長、申請類別等條件、區別停留或居留（包括合約工作）等簽證之類別及配額、或對於已經居住台灣一年以上之外國人提出移居台灣之獎勵措施。

前項停留或居留等簽證之類別及配額與獎勵措施等由法治與法務部定之。

第一四條【經申請取得台灣公民身分者服公職之限制】

依本法第三條第一項第二款規定取得台灣公民身分者、不得擔任下列各款公職、各機關或職務經合併、更名者、亦同……
一、總統、副總統。⁶⁾

二、由中央至地方各級之參議院與眾議院等民意機關。

三、由中央至地方各級政府之官員與由國庫或其他公法人或政府捐助成立之財團或社團或其他財務收支需經審計之團體發給薪資之公職。

四、大法官、法官、檢察官、司法警察官、司法警察⁽⁷⁾

五、自衛軍之陸海空軍軍官與士兵。

六、其他經法治與法務部指定之工作。

前項限制、自取得台灣公民身分、滿十年後解除之。

第一五條【喪失台灣公民身分之情形】

台灣公民年滿十八歲、依台灣民政府法律有行為能力、自願取得外國國籍者、而該國之法律規定單一國籍制者、得經法治與法務部許可、喪失台灣公民之身分。此一程序、每人一生不得辦理第二次。

依前項規定喪失台灣公民之身分者、其未成年子女、經法治與法務部許可、隨同喪失台灣公民身分。

第一六條【不得喪失台灣公民身分之情形】

依前條規定申請喪失台灣公民身分、因而成為無國籍人者、法洽與法務部不得為喪失國籍之許可、或撤銷其喪失台灣公民身分之許可。

第一七條【喪失台灣公民身分之例外】

有下列各款情形之一者、雖合於第一五條規定、仍不喪失台灣公民之身分……

一、為偵查或審判中之刑事被告。

二、受有期徒刑以上刑之宣告、尚未執行完畢者。

三、為民事被告。

四、受強制執行、未終結者。

五、受破產之宣告、未復權者。

六、有滯納租稅或受租稅處分罰鍰未繳清者。

七、積欠贍養費者。

第十八條【喪失台灣公民身分之回復】

依第一五條規定喪失台灣公民身分者，現於台灣區域內有住所，並具備第八條第一項第三款、第四款要件，得申請回復台灣公民身分。

第十九條【未成年子女之回復身分】

回復台灣公民身分者之未成年子女，亦得申請隨同回復台灣公民身分。

第二〇條【回復台灣公民身分之申請機關及生效日】

依前二條之規定申請回復台灣公民身分者，應向法治與法務部為之，經國務院於國務院公報或國務院網站公布之日起，回復台灣公民身分。

第二一條【認定台灣公民身分之確認】

依本法第三條第一項第二款規定取得台灣公民身分者，應重新辦理戶籍登記，尚未在台灣設有戶籍者，應辦理初次戶籍登記。

申請領取台灣公民身分證限於台灣境內辦理。

第二二條【取得、回復、喪失台灣公民身分之許可撤銷及居民身分之許可撤銷】

遇有下列情形之一者，在五年內發現有與本法規定不合情形，

台灣省政府「台灣公民權利法」（陳）

應撤銷其身分：

一、取得台灣公民身分、喪失或回復台灣公民身分者。

二、取得台灣居民身分者。

第十三條【違反第一四條服公職之限制之處理】

無台灣公民身分者或違反第一四條規定，其已擔任公職者，由各該任職之機關、財團、社團、事業團體或其上級機關解除其公職，但下列各款經該管權責機關核准者，不在此限：

一、由各級政府出資合計過半之事業體發給薪資之人員。

二、各機關以契約聘用之人員。

前項人員，以不涉及經法治與法務部認定之公務機密之職務者為限。

台灣公民兼具外國國籍者，擬任本條所定以有台灣公民身分始得擔任之公職時，應於就（到）職前辦理放棄外國國籍並完成喪失該國國籍及取得證明文件。

依第一項規定被解除公職者，法治與法務部得自本法生效日後一個月之職務交接期或經上級機關指定之應交接日起算，加年利率五%之利息，追回其已領得之薪資，其不依限繳還者，法治與法務部得將其移送行政執行署強制執行。

第二四條【申請費用】

法治與法務部依本法受理申請許可、核發證書、得收取證書費；其收費標準，由法治與法務部定之。

第二五條【獎勵措施與其他】

有關台灣區域人民申請辦理本法所規範之各類身分證件、法治

與法務部得提出獎勵措施、以促使人民早日辦理、同時得按地區指示戶政單位等單位發通知。

第二六條【法治與法務部得派員進行察查】

法治與法務部監督機關受理申請在台灣地區停留、居留、取得台灣公民身分等案件、於必要時、得派員進行察查或訪談。

前項所定查察或訪談、應作成查察訪談紀錄。

第一項所定查察或訪談、受查察人無正當理由、不得規避、妨礙或拒絕、其有規避、妨礙或拒絕、經書面告戒後、仍有違反者、

依查察訪談紀錄、法治與法務部得處予美金壹萬元以下之罰緩。

第二七條【證件上註明英文姓名】

本法所規範之各類身分證件、除了漢字姓名外、應同時註明英文或日文之姓名。

第二八條【權責機關】

本法權責機關為台灣民政府之法治與法務部、由法治與法務部大臣綜理事務。

法治與法務部之組織與職權由法治與法務部擬定、報由國務院審定後、呈請台灣民政府主席於國務院公報或國務院網站公布後生效。其修正、亦同。

第二九條【權責機關預算編列之原則】

在美國軍事政府完成授權台灣民政府掌理台灣行政、立法與司法權之次年起、法治與法務部暨所轄各權責機關、應將其機關單位之歲出概算、依益本比之大小排列優先順序、供參議院及眾議

院審議之參考、但歲出概算所採取之財務支出計畫、其益本比小

於一者、不得執行。

計算益本比時、非具體效益之總額以整體效益總額百分之三十為上限、國務院得每二年檢視調整一次。

以國家、公共利益為重而不宜適用第一項但書之財務支出計畫之預算種類與範圍、發益本比之計算標準、由國務院定之、並送參議院及眾議院審議備查、變更時亦同。

第三〇條【國會偽證行為之處罰】

任何人於參議院及眾議院各委員會或院會、就本法重要關係事項、於具結前或具結後、為虛偽陳述者、處三年以下有期徒刑、

或科或併科美金拾萬元以下之罰金。

參議院長或眾議院長得向檢察署告發。

第三一條【台灣公民權在法律上之認定】

本法有關台灣公民之規定是資格規定、有資格之當事人仍須依戶籍法與本法、向戶籍地之戶政事務所辦理相關申請手續、領取台灣公民身分證、始得行使台灣公民權。

本法有關台灣居民之規定是資格規定、有資格之當事人仍須依本法之規定、領取台灣居民身分證、始得主張依簽證給予之居留權。

相關權責機關對前二項之身分證明、不得為相反之主張。

第三條第一項第一款之台灣人後代、得為其已故直系親屬辦理

台灣公民身分證明和應予褒揚之事實、經法治與法務部審實許可後、給予書狀。

第三二條【戶籍制度之連續性】

本法所稱之戶籍，初建於日治時期，續用於中國流亡殖民政權時期，再續用於美國軍事政府管轄時期。

第三條【陳情處理中心】

法治與法務部應成立法治與法務部部務審查委員會，簡稱陳情處理中心，處理所有涉及本法內容與解釋之申訴案件、陳情案件等事務，該委員會之決定對所有行政機關和司法機關均具約束力。不服前項之行政處分者，應自行政處分送達或公告期滿之次日起三〇日內，依訴願法，向法治與法務部提起訴願。⁽⁸⁾前項陳情處理中心之組織與職權另由法治與法務部定之。

第三條【定義解釋之效力】

人民對本法或其施行細則所涉及之任何辯棄或法律觀念之定義有爭論時，得向陳情處理中心申請解釋。

申請解釋之方式與程序由法治與法務部擬定並公布之。

第三五條【本法之適用範圍】

申請解釋案件非行政處分，不得提起訴願或行政訴訟。

本法所指「台灣」之地理範圍，以一九五二年四月二八日生效之舊金山和平條約所定之地域為準。

第三六條【申請特許】

有下列身分之一者，在本法實施之日起六個月內，可向法治與法務部申請特許辦理停留簽證。⁽⁹⁾

一 在台灣境內已經逾期居留或停留之無國籍人，但限於在本法實施日前入境者。

二 在台灣境內已經逾期居留或停留、原國籍為舊金山和平條約

簽署國之一的公民或國民，但限於在本法實施日前入境之外國人。

三 前二款暨其他類似條件者，其認定辦法，均由法治與法務部與國務院共同協商定之。⁽¹⁰⁾

第三七條【申請特許二】

符合前條規定者，雖有下列狀況，而主動向權責機關投案者，仍可向法治與法務部申請特許辦理停留簽證：

一、以不法取得、偽造、變造之證件申請進入台灣。

二、冒用他人身份申請進入台灣。

三、未經許可而進入台灣。

前項申請獲得特許者，其逾期居留或停留時間，不列為不良紀錄。

第三八條【獲得特許效果】

依前二條規定，向法治與法務部申請獲得特許取得停留簽證，滿一年後，無不良紀錄者，得繼續給予一年停留簽證。

前項簽證，期滿仍無不良紀錄者，得申請三年居留簽證，期滿後，仍無不良紀錄者，得再申請三年居留簽證，期滿後，仍無不良紀錄者，可申請居留簽證並辦理台灣居民身分證。

第三九條【不良紀錄與效果】

除非本法另有規定外，所稱不良紀錄，包括下列項目：

一、近五年內有逾期停留及或逾期居留紀錄。

二、近五年內受六個月徒刑以上刑之宣告且未受緩刑宣告者。

三、犯戰爭法行為者。

四、占用或與占使用者一起使用下列財產..

(一) 公有或公用或公益之財產。

(二) 日產或政黨資產。

五、有危害台灣人民利益或台灣利益或有對台灣不友善之言行。

六、其他經法治與法務部與國務院協商後規定和公布之項目。

依第三條第一項第二款取得台灣公民身分者，若有違反前項之紀錄者，經以書面告戒後仍違反者，法治與法務部撤銷其公民身分。

第四○條【本法施行效力與教示規定】

自本法施行之日起，中國流「殖民政權之入出國及移民法第三章「台灣地區無戶籍國民停留、居留及定居」之規定正式停止適用。

涉及台灣移民事務申請事項，其應受理機關，以法治與法務部公布「身分證明文件核發單位」明細表為準。

第四一條【本法制定與修定程序】

本法修訂程序由法治與法務部、國務院協商後，提請民政府參議院審議通過後，呈請台灣民政府主席於國務院公報或國務院網站公布後生效。其修正、亦同。

第四二條【台灣公民認定標準】

台灣民政府其他機關對於台灣公民身分之認定標準，與本法及本法授權規定抵觸者無效。

第四三條【罰責與管力配置】

就本法申請事項、有偽造或變造者、處三年以下有期徒刑、或

科美金壹萬元以下罰金。

公職人員違反前項之規定者，處五年以下有期徒刑、或科或併科美金壹拾萬元以下罰金。

在本法實施六個月後，無正當理由、逾期居留或逾期停留被查獲者，處美金壹萬元以下之罰鍰，自首者減半，其情節之輕重，由法治與法務部另以裁罰基準定之，違反第二六條之規定者，亦同。

本法之罰金與罰鍰均以美金計算，但仍得以新台幣相當之金額繳納，其匯率以繳納日中央銀行公告者為準。

法治與法務部為執行本法所賦予之權責，得設置相當警力、法治與法務部之警力有刑事事訴訟法相關之權力與義務，其組織與權限由法治與法務部另定之。

第四四條【施行細則之另訂】

本法施行細則及其他直接涉及人民權利義務之授權規定，由法治與法務部定之者，均應報由國務院於國務院公報或國務院網站公布後，始生效力，其變更亦同。

第四五條【施行日與核發證件首日】

本法施行日，由法治與法務部報由國務院轉呈民政府主席於國務公報或國務院網站公布之。

有關台灣人民申請辦理本法所規範各類身分證件，其實際核發首日，由法治與法務部另行公布。

第四六條【本法優越性】

本法內容與其他法律、行政命令等規範有衝突時，就本法規定

之事項、以本法規定為準。

第四七條【三種語文以漢文為準】

本法分縉有漢文、日文及英文。遇有解釋不同、應以漢文本為準。

米國軍事政府の台灣に対する管轄期間は米國大統領が終結を明確に宣布した時に終了するまで繼續する。

第二条【名詞の定義】

本法の特殊な名詞の定義は以下の通りである。

一、台灣人民：本法の施行時において、台灣に住居所を有する者を指す。

二、台灣住民：本法の施行時において、台灣に既に户籍を設けている者。

三、台灣人：本法第三条第一項第一号の者を指す。

四、台僑：台灣以外の國家又は地域に居住する台灣人。

五、米国人：米國公民の旅券又は米國國民の旅券を所持する者。

六、日本人：日本の旅券を所持する者を指す。

七、外國人：台灣人でない者は即ち外國人であり、その所持する身分證明書類が國家、地方政府、國際團體、亡命政府、國際連合等の機關が発行したものか否かに関わらない。

八、國家：米國國務省が承認しその公式サイト上において公布する「独立國家」のリストを基準とする。

九、無國籍人：いかなる國家の身分證明書類も持たず且つ且つ手続を行えない者を指す。

U. S. 109 (1901), Downes v. Bidwell, 182 U. S. 244 (1901)
等の判決及びサンフランシスコ和平条約に基いて米国は主要占領権国であり、米國軍事政府 (USMG) が台灣に対し管轄権を有する期間、世界人權宣言の原則に基づき、台灣区域内の台灣公民及び台灣住民の權利の取得、喪失、回復及び取消等の事項は、本法がこれを定める。

前項の米國軍事政府の管轄期間は、連合國軍最高司令官マッカーサー元帥が一九四五年九月一日に一般命令第一号を公布して台灣域内における大日本帝国の軍隊に連合國軍を代表する蒋介石総帥へ降伏することを命じた時から開始し、米國最高裁判所の *Cross v. Harrison*, 57 U. S. 164 (1853) の判決に基づき、

台灣民政府「台灣公民權利法」(總)

一二、契約労働者：外国人又は無国籍人で（a）商船、作業船及びその他主管機關が特別許可する船舶の作業、（b）海洋漁労作業、（c）家庭内労働、（d）工場の作業、（e）台灣域内の重要な建設工事又は経済社会の発展の需要に応じるため招請された仕事、（f）宗教活動、（g）その他法務部が指定する職種に從事する者。

第三条【台灣公民の定義】

次に掲げる者は台灣公民である。

- 一、一九四五年九月一日に大日本帝国天皇が降伏文書に調印した時、大日本帝國統治下の台灣において戸籍を設けていた者及びその現在依然として戸籍を有する子孫。
- 二、本法のその他の規定に基づき台灣公民の身分を取得した者。
- 三、前二号の台灣公民の間、及び前号の台灣公民の間の、台灣において戸籍を有する子孫。

台灣公民は年齢満十八歳に達した時に選挙、罷免、公民投票等の権利を与えられる。

第四条【台灣住民の身分の取得】

- 一、台灣住民は、法務部が直接台灣住民身分証を発給し、その居期限は、米国軍事政府の管轄期間においては、法務部が米国軍事政府と協議しこれを定める。
- 二、台灣住民身分証の申請受取は台灣域内に限り手続を行う。
- 三、人道と法理の考量——本法に基づき認定する台灣公民の】

次に掲げる者は、第八条第一項各号の要件を具備しなくとも、もし不良記録が無い場合、許可申請を経て、台灣の法律体系を遵守し民主政治の発展を支持することを宣誓したときは、台灣公民となる。

一、父又は母の一方のみが台灣人であり、その本人が台灣において戸籍を有する者。

二、本法の施行日から、台灣において三年連続して毎年合計一八三日以上の合法な居留が有り且つ住居所を有する米国人又は日本人又は元米国人又は元日本人。

第六条【特殊な貢献——本法に基づき認定する台灣公民の一】

次に掲げる者は、第八条第一項各号の要件を具備しなくとも、もし不良記録が無い場合、許可申請を経て、台灣の法律体系を遵守し民主政治の発展を支持することを宣誓したときは、台灣公民となる。

一、台灣の安全、経済、環境、農業、対外貿易、医学、科学、芸術、運動、工事、本土文化、教育、宗教又はその他重要な領域事項の進歩又は自由化に対し卓越した貢献が有った者。

二、本法の施行前において、既に台灣民政府が開催する研修会に参加しており且つ台灣民政府の活動の推進に協力した者。

三、その他前二号に類似する状況にあり、法務部が特に審査し許可した者。

前項のその他重要な領域事項は、法務部がこれを定める。

第一項に基づき台湾公民の身分を取得した者は、本法第一四条の制限を受けない。

第七条【人道の考量——本法に基づき認定する台湾公民の三】

次に掲げる者は、第八条第一項各号の要件を具備しなくても、もし台湾において住居所を有し無戸籍である場合、許可申請経て、並びに自ら又はその代理人、後見人等が台湾の法律体系を遵守し民主政治の発展を支持することを宣誓したときは、台灣公民となる。

一、台湾において出生し、生父及び生母が不明又は生父及び生母が無国籍人であって、心身障害であり且つ自ら生活を営めない者。

二、その他前号と類似する状況にあり、法務部が特別な考量を与えた者。

第八条【一般的な台湾公民の身分の取得及びその条件——本法に基づき認定する台湾公民の四】

外国人又は無国籍人は、契約労働者を除き、現在台湾区域内において住居所を有し、並びに次に掲げる各号の要件を具備するときは、台湾公民の身分の取得を申請し台湾公民となることができる。

一、本法の施行日から、台湾区域内において、毎年合計一八三日以上合法な居留が有る事実が六年以上継続する者。

二、年齢満十八歳に達し並びに台湾民政府の法律及びその本国法又は国際法に基づきいずれも行為能力を有する者。

台灣民政府「台灣公民権利法」（陳）

三、品行方正であり、肯定的な思想であり、不良記録が無い者。

四、相当の財産若しくは専門技能を有して、自立するに足り、又は生活保障に虞が無い者。

五、台灣語及び英語又は日本語又は中國語等のその他基本言語能力並びに台灣の歴史及び地理等の国民の基本常識を具備する者。

前項第五号が定める台灣区域内の基本言語能力及び国民の基本常識は、その認定、試験、試験免除、費用及びその他遵守すべき事項の基準は、法務部が國務院に報告しこれを定める。

第九条【父と母が皆台灣人でなく台湾において戸籍を有する者——本法に基づき認定する台湾公民の五】

父と母が皆台灣公民でなく台湾において戸籍を有し、台灣住民査証を所持する者は、その居留期間は本法第四条の規定に基づき、參議院及び衆議院が普通選舉を完成した後において、不良記録が無いときは、第八条の規定に基づき台灣公民の身分の取得を申請し台灣公民となることができる。

前項の申請が却下された者は、その居留期限は影響を受けず、その他本法第三条第一項第二号の規定に基づき台灣公民の身分を申請し却下された者は、法務部が情状を酌量し、次に掲げる処分をなすことができる。

一、三年以内の居留査証を引き続き交付し又はその六〇日以内における出境を命じる。

二、又はその他適当な措置を採る。

本法の施行前、台湾において戸籍を有する台湾人であり、資格を有するが台湾公民の身分の取得を望まない者は、主管機關へ「中華民国又はその他の国家に忠誠を誓う声明書」を提出した後において、その居留証は前項後段の規定に基づき手続を行う。

第一〇条【特殊な台湾公民の身分の取得——本法に基づき認定する台湾公民の六】

外国人又は無国籍人は、現在台湾区域内において住居所を有し、第八条第一項第二号から第五号の要件を具備し、本法の施行後から、毎年台湾において合計一八三日以上合法な居留がある事実が三年以上継続し、並びに次に掲げる各号の状況の一つを有するときは、台湾公民の身分の取得を申請し台湾公民となることができる。

一、台湾公民の配偶者。

二、台湾公民の養子女。

前項に基づき台湾公民の身分を取得した後、もし不良記録がある者は、書面を以て警告した後に、依然として違反したときは、法務部がその公民の身分を取消す。

第一条【台湾公民及び住民の身分を取得した者の未成年子女の身分取得】

台湾公民の身分を取得した者の未婚の未成年子女は、付隨して台湾公民の身分の取得を申請し台湾公民となることができる。台湾住民の身分を取得した者の未婚の未成年子女は、付隨し

て台湾住民の身分の取得を申請し台湾住民となることができる。

第一二条【宣誓義務と宣誓の手続等】

第三条第一項第一号の規定に基づき台湾公民の身分を当然に取得する者は、台湾の法律体系を遵守し民主政治の発展を支持することを宣誓した後において、法務部が國務院に報告して國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布し、公布日から、台湾公民の身分を取得する。

第三条第一項第二号の規定に基づき台湾公民の身分の取得を申請する者は、不良記録が無く、審査許可を経て、台湾の法律体系を遵守し民主政治の発展を支持することを宣誓した後において、法務部が國務院に報告して國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布し、公布日から、台湾公民の身分を取得する。

前二項の台湾公民の身分を獲得する者は、年齢満十四歳以上であるときは皆宣誓しなければならず、その宣誓の手続、方式及び宣誓書の書式等は、法務部がこれを定める。

第一三条【住民等の査証の制限と獎勵】

第三条第一項第二号の申請人數に関し、法務部は台湾民間技能、申請類別等の条件に応じ、滞在若しくは居留（契約労働を含む）等の査証の類別及び割当数を區別し、又は既に台湾に一年以上居住している外国人に対し台湾に移住する獎勵措置を提出することができる。

前項の滞在又は居留等の査証の類別及び割当数並びに奨励措置等は法治法務部がこれを定める。

第一四条【申請を経て台湾公民の身分を取得した者の公職に服する制限】

本法第三条第一項第二号の規定に基づき台湾公民の身分を取得した者は、次に掲げる各号の公職を担当することができない。

各機関又は職務が合併、名称変更を経たときも、同様とする。

一・總統、副總統。

二・中央から地方に至る各級の参議院及び衆議院等の民意機關。

三・中央から地方に至る各級政府の官吏及び國庫若しくはその他の公法人若しくは政府が出資し成立した財團若しくは社団

又はその他財務収支が会計検査を経る必要のある団体が給与を支給する公職。

四・大法官、裁判官、檢察官、司法警察員、司法巡查。

五・自衛軍の陸海空軍士官及び兵卒。

六・その他法治法務部が指定する職務。

前項の制限は、台湾公民の身分を取得してから、満十年後における解除する。

第一五条【台湾公民の身分を喪失する状況】

台湾公民は年齢満十八歳に達した時、台湾民政府の法律に基づき行為能力を有し、外国国籍を自発的に取得する場合、当該

国の法律が单一国籍制を規定するときは、法治法務部の許可を得て、台湾公民の身分を喪失することができる。この手続は、

各人一生に一度行うことができない。

前項の規定に基づき台湾公民の身分を喪失したときは、その未成年子女は、法治法務部の許可を経て、付随して台湾公民の

身分を喪失する。

第一六条【台湾公民の身分を喪失することができない状況】

前条の規定に基づき台湾公民の身分の喪失を申請し、それにより無国籍となる者は、法治法務部は国籍を喪失する許可をなすことができず、又はその台湾公民の身分を喪失する許可を取消す。

第一七条【台湾公民の身分の喪失に対する例外】

次に掲げる各号の状況の一つを有する者は、第一五条の規定に符合しても、依然として台湾公民の身分を喪失しない。

一・捜査又は審判中の刑事被告。

二・有期懲役以上の刑の宣告を受け、なお未だ執行が終わっていない者。

三・民事被告。

四・強制執行を受け、未だ終結していない者。

五・破産の宣告を受け、未だ復権していない者。

六・租税の滞納が有り又は租税の処分を受け過料が未だ納付されていない者。

七・慰謝料を滞納している者。

第一八条【喪失した台湾公民の身分の回復】

第一五条の規定に基づき台湾公民の身分を喪失した者は、現

在台湾区域内において住居所を有し、並びに第八条第一項第三号、第四号の要件を具備するときは、台湾公民の身分の回復を申請することができる。

第一九条【未成年子女の身分の回復】

台湾公民の身分を回復した者の未成年子女も、また付随して台湾公民の身分の回復を申請することができる。

第二〇条【台湾公民の身分を回復する申請機関及び効力日】

前一条の規定に基づき台湾公民の身分の回復を申請する者は、法治法務部へこれをなさなければならず、國務院が國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布した日から、台湾公民の身分を回復する。

第二一条【台湾公民の身分認定の確認】

本法第三条第一項第二号の規定に基づき台湾公民の身分を得した者は、改めて戸籍登記の手続を行わなければならず、なお未だ台湾において戸籍を設けていない者は、初回の戸籍登記の手續を行わなければならない。

台湾公民身分証の申請受取は台湾域内に限り手続を行う。

第二二条【台湾公民の身分の取得、回復、喪失の許可取消及び住民の身分の許可取消】

次に掲げる状況の一つが有った者は、五年以内において本法の規定に適合しない状況を有することを発見したときは、その身分を取消さなければならぬ。

一、台湾公民の身分を取得し、又は台湾公民の身分を喪失若し

くは回復した者。

二、台湾住民の身分を取得した者。

第三条【第一四条の公職に服する制限の違反に対する処理】

台湾公民の身分が無く又は第一四条の規定に違反し、既に公職を担当している者は、就業する各該機関、財團、社團、事業団体又はその上級機関がその公職を解除する。但し次に掲げる各号の当該主管機関が審査し許可した者は、この限りでない。

一、各級政府の出資合計が半分を超える事業体が給与を支給する人員。

二、各機関が契約を以て雇用する人員。

前項の人員は、法治法務部が認定する公務機密に関連しない職務の者に限る。

外国国籍を兼備する台湾公民は、本条が定める台湾公民の身分を有して初めて担当することができる公職に就任しようとする時、就（着）任前において外国国籍を放棄する手続を行い並びに当該国籍の離脱及び証明書類の取得を完成しなければならない。

第一項の規定に基づき公職を解除された者は、法治法務部は本法の発効日後一ヶ月の職務引継期間又は上級機関が指定する引継すべき日から起算し、年利率五%の利息を加え、その既に受取った給与を返還させることができ、もし期限に従い返還しないときは、法治法務部はそれを行政執行権に移し強制執行することができる。

第一四条【申請費用】

法治法務部は本法に基づき許可申請を受理し、証明書を発行するときは、証明書費を徴収することができ、その費用徴収基準は、法治法務部がこれを定める。

第一五条【奨励措置とその他】

台湾区域の人民が本法の規定する各種身分証明書の申請手続を行うに關し、法治法務部は奨励措置を提出し、以つて人民が早めに手続を行うよう促すことができ、同時に地域に応じて戸籍行政機關等の機関に通知を発送するよう指示することができる。

第一六条【法治法務部が人員を派遣し査察を行う権限】

法治法務部及び主管機関は台湾地域における滞在、居留、台灣公民の身分取得等の案件申請を受理し、必要時において、人員を派遣し査察又は面談を行うことができる。

前項が定める査察又は面談は、査察面談記録を作成しなければならない。

第一項が定める査察又は面談は、査察を受ける者は正当な理由無く、回避、妨害又は拒否することができず、もし回避、妨害又は拒否が有り、書面の警告を経た後、依然として違反が有ったときは、直ちに該記録に基づき、法治法務部は一万余ドル以下の過料に処することができる。

第二七条【証明書上の英語姓名の明記】

本法が規定する各種身分証明書は、漢字姓名の他、同時に英

語又は日本語の姓名を明記しなければならない。

第二八条【主管機関】

本法の主管機関は台湾民政府の法治法務部であり、法治法務大臣が事務を総理する。

法治法務部の組織及び職權は法治法務部が立案し、國務院に報告して審査決定した後、主席に裁可を求める國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布した後に発効する。その修正も、同様とする。

第二九条【主管機関の予算配分の原則】

米国軍事政府が台湾民政府に台湾の行政、立法及び司法権を掌握管理させる権限授与を完成する翌年から、法治法務部及び所轄する各主管機関は、その機関部門の歳出概算を、費用便益比の大小に基づき優先順序を配列して、參議院及び衆議院の審議の参考に供しなければならない。但し歳出概算が採用する財務支出計画は、その費用便益比が一より小さいときは、執行することができない。

費用便益比を計算する時、非具体的利益の総額は全体の利益総額の百分の三十を上限とし、國務院は二年ごとに一度検査調整することができる。

國家、公共の利益を重んじて第一項但し書きの財務支出計画の予算種類及び範囲、並びに費用便益比の計算基準を適用すべきでないときは、國務院がこれを定め、並びに參議院及び衆議院に送って審議の参考に備える。変更時も同様とする。

第三〇条【国会の偽証行為の处罚】

何人も参議院及び衆議院の各委員会又は本会議において、本法の重要な関係事項につき、宣誓前又は宣誓後において、虚偽の陳述をなしたときは、三年以下の有期懲役に処し、又は十万余ドル以下の罰金を単科若しくは併科する。

参議院議長又は衆議院議長は検察署へ告発することができる。

第三一条【台湾公民権の法律上における認定】

本法の台湾公民に関する規定は資格規定であり、資格を有する当事者は依然として戸籍法及び本法に基づき、戸籍地の戸籍行政事務所へ関連する申請手続を行い、台湾公民身分証を受取らなければならず、それにより初めて台湾公民権を行使することができる。

本法の台湾住民に関する規定は資格規定であり、資格を有する当事者は依然として本法の規定に基づき、台湾住民身分証を受取らなければならず、それにより初めて査証に基づき与えられる居留権を主張することができる。

関連する主管機関は前二項の身分証明に対し、相反する主張をなすことができない。

第三条第一項第一号の台湾人の子孫は、その既に死した直系親族のために称賛を与えるべき事実を含め台湾公民の身分証明の手続を行うことができ、法務部が事実審査し許可した後、書状を贈る。

第三二条【戸籍制度の連続性】

本法が称する戸籍は、初め日本統治時期において設けられ、統いて中国亡命殖民政権時期において用いられ、更に統いて米国軍事政府の管轄時期において用いられる。

第三三条【陳情処理センター】

法務部は法務部部務審査委員会を成立しなければならず、陳情処理センターと略称し、本法の内容及び解釈に関連するあらゆる申立て案件、陳情案件等の事務を処理し、当該委員会の決定はあらゆる行政機関及び司法機関に対しいずれも拘束力を備える。

前項の行政処分に不服がある者は、行政処分の通達又は公告満了の翌日から三〇日以内に、訴願法に基づき、法務部へ訴願を提起しなければならない。

前項の陳情処理センターの組織及び職權は法務部が別にこれを定める。

第三四条【定義の解釈の効力】

人民は本法又はその施行細則に関連するいかなる用語又は法律観念もその定義に對し争論が有る時、陳情処理センターへ解釈を申請することができる。

解釈を申請する方式及び手続は法務部がこれを立案し並びに公布する。

解釈を申請する案件は行政処分でなく、訴願又は行政訴訟を提起することができない。

第三五条【本法の適用範囲】

本法が指す「台湾」の地理範囲は、一九五二年四月一八日発効のサンフランシスコ平和条約が定める地域を基準とする。

第三六条【特別許可の申請】

次に掲げる身分の一つを有する者は、本法の施行の日から六ヶ月以内において、法治法務部へ特別許可を申請し滞在査証の手続を行うことができる。

一、台灣域内において既に不法居留又は滞在している無国籍人。

但し本法の施行日前において入境した者に限る。

二、台灣域内において既に不法居留又は滞在しており、元の国籍がサンフランシスコ平和条約の署名國の一つである公民又

は國民。但し本法の施行日前において入境した外国人に限る。

三、前二号及びその他類似する条件の者は、その認定方法は、

いずれも法治法務部と國務院が共同で協議しこれを定める。

第三七条【特別許可の申請】

前条の規定に符合する者は、次に掲げる状況を有しても、自発的に主管機關へ自首したときは、依然として法治法務部へ特別許可を申請し滞在査証の手続を行うことができる。

一、不法取得、偽造、変造した證明書を以て台灣に入ることを申請したとき。

二、他人の身分を冒用して台灣に入ることを申請したとき。

三、許可を経ずに台灣に入ったとき。

前項の申請により特別許可を得た者は、その不法居留又は滞在の時間は、不良記録に含めない。

第三八条【特別許可を獲得する効果】

前二条の規定に基づき、法治法務部へ特別許可の獲得を申請して滞在査証を取得し、満一年後、不良記録が無い者は、一年の滞在査証を引き続き交付することができる。

前項の査証が、満了し依然として不良記録が無い者は、三年の居留査証を申請することができ、満了後、依然として不良記録が無い場合、更に三年の居留査証を申請することができ、満了後、依然として不良記録が無いときは、居留査証を申請し並びに台灣住民身分証の手続を行うことができる。

第三九条【不良記録と効果】

本法に別に規定が無い限り、いわゆる不良記録は、次に掲げる項目を含む。

一、最近五年以内に不法滞在又は不法居留の記録が有ったとき。

二、最近五年以内に六ヶ月の懲役以上の刑の宣告を受け且つ未だ執行猶予宣告を受けていないとき。

三、戦争法を犯す行為が有ったとき。

四、次に掲げる財産を占用又は占用者と一緒に使用したとき。

(一) 公有又は公用又は公益の財産。

(二) 日本統治時期の財産又は政黨の資産。

五、台灣人民の利益若しくは台灣の利益を損ない又は台灣に対し非友好的な言行動が有ったとき。

六、その他法治法務部が國務院と協議した後規定及び公布する項目。

第三条第一項第二号に基づき台湾公民の身分を取得した者は、もし前項に違反する記録がある場合、書面を以って警告した後依然として違反したときは、法務法務部がその公民の身分を取消す。

第四〇条【本法の施行効力と教示規定】

本法の施行の日から、中国「命殖民政権」の入出国及び移民法

第三章「台湾地区的無戸籍国民の滞在、居留及び定住」の規定は正式に適用を停止する。

台湾の移民事務に関する申請事項は、その受理すべき機関は、法務法務部が公布する「身分証明書類発行機関」の明細表を基準とする。

第四一条【本法の制定と改正の手続】

本法の全面改正の手続は法務法務部、國務院が協議した後に、參議院に提出して審議を認め通過した後、主席に裁可を求める國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布した後に発効する。その部分改正も、同様とする。

第四二条【台湾公民の認定権】

台灣民政府のその他の機関による台湾公民の身分に対する認定基準は、本法及び本法の権限授与規定と抵触するときは無効である。

第四三条【处罚と警察力の配置】

本法の申請事項につき、偽造又は変造が有った者は、三年以下の有期懲役に処し、又は一万余ドル以下の罰金を科す。

第六十

公職人員が前項の規定に違反したときは、五年以下の有期懲役に処し、又は十万余ドル以下の罰金を単科若しくは併科する。不法滞在し捜査逮捕された者は、一万余ドル以下の過料に処し、自首したときは半減し、その情状の輕重は、法務法務部が別に处罚基準を以てこれを定める。第二六条の規定に違反した者も、同様とする。

本法の罰金及び過料はいずれも米ドルを以て計算する。但し依然として新台湾ドルを以て相当の金額を納付することができ、その為替レートは納付日に中央銀行が公告するものを基準とする。

法務法務部は本法が付与する権限と責任を執行するため、相当の警察力を設置することができ、法務法務部の警察力は刑事訴訟法と関連する権力及び義務を有し、その組織及び権限は法務法務部が別にこれを定める。

第四四条【施行細則の別途制定】

本法の施行細則及びその他直接人民の権利義務に関連する権限授与規定は、法務法務部がこれを定めるときは、いずれも國務院に報告し國務院官報又は國務院公式サイトにおいて公布しなければならず、その後初めて効力を生じる。その変更も同様とする。

第四五条【施行日と証明書を発行する初日】

本法の施行日は、法務法務部が國務院に報告し主席に転送し

て裁可を求める國務院官報又は國務院公式サイトにおいてこれを公布する。

台湾人民が本法の規定する各種身分証明書の申請手續を行うに關し、その実際に發行する初日は、法治法務部が別に公布を行う。

第四六条【本法の優越性】

本法の内容とその他の法律、行政命令等の規定に衝突が有する時、本法が規定する事項については、本法の規定を基準とする。

第四七条【三種の言語版の基準としての中国語版】

本法は中国語、日本語及び英語の各版が有る。解釈の違いが有ったときは、中国語版を基準としなければならない。

(一) 「Roger C. S. Lin, et al. v. United States of America」
訴訟の被告は D.C. 地区連邦地方裁判所 (Case 1:06-cv-
01825-RMC) 及び D.C. 地区連邦巡回裁判所控訴裁判所
(Case 08-5078) に対する訴訟文は、<http://www.taiwanbasic.com/instatus/livs.htm> (10-11年6月)「台獨問題」を参照。
(二) 「台獨民政府」の詳細は、公式サイト「台獨民政府官網」
<http://usingtcg.ning.com/> (10-11年6月)「台獨問題」及
「中國監視」(10-11年6月)、「自由時報」(10-11年6月)、「蘋果日報」(10-11年6月)、「蘋果日報」(10-11年1月17日)、「蘋果日報」(10-11年1月17日)、「蘋果日報」(10-11年1月11日) の各報道紙に掲載された
「台獨民政府」の広告を参照。

(3) 「右欄公民権利法」<http://usmgtcg.ning.com/page/6473745#Page121> ([10] [川井(大)]「へ田開親」を参照)。はね、[110] [川井(大)]はね、「右欄民政府」の機構改革に伴い、[回年六月]「八日現在」「右欄公民権利法」の改正作業が進むるべし。

5) 第五条第三号は、「自本法實施日起、於台灣連續三年每年合計有一八三日以上之合法居留（本法の施行日から、台湾において三年連続して毎年合計一八三日以上の合法な居留が有り）……」と規定している。しかし、「台灣公民權利法」は「〇一一年八月一日の施行から既に二年近く経過しており、「台湾民政府」は「米國軍事政府」から政権を授与される以前においては、合法な居留であるか否かを判断するための正確な資料を獲得することができない。従って、第五条第三号の「自本法實施日起（本法の施行日から）」は例えば第二九条第一項の規定のように改正すべきである。第八条第一項第一号の「自本法實施日起（本法の施行日から）」、「第一〇条第一項の「自本法實施立法及び司法権を掌握管理させる権限授与を完成する日から」」のように改正すべきである。

後（本法の施行の日から）」、第四〇条第一項の「自本法施行之日起（本法の施行の日から）」に關しても同様である。

(6) 第一四条第一項第一号の「總統（総統）」「副總統（副総統）」は、第一条第二項が規定する「米國軍事政府」の管轄期間において、その下に置かれる「台灣民政府」には主權國家の元首に相當するこれらの官職が存在し得ず、その上、「台灣公民權利法」の「英語版」においては「President」「Vice President」と表記されており、これは「台灣民政府」の「主席」及び「副主席」に相當する。従って、「總統」「副總統」はそれぞれ「主席」「副主席」に改正すべきである。

第一项第四号の「大法官（大法官）」、同第五号の「自衛軍（自衛軍）」、第一六条の「國籍（国籍）」に關しても同様であり、いずれも主權國家であることが前提となるため、「大法官」及び「自衛軍」は削除し、「國籍」は前後の条文に合わせて「台灣公民身分（台灣公民の身分）」に改正すべきである。

(7) 第一四条第一項第四号の「法官（裁判官）」「檢察官（検察官）」「司法監察官（司法監察員）」「司法警察（司法巡査）」は、現時点において實際上未だ存在しない官職であり、これらは将来の成立を見越して規定されたものと考えられるが、法律の実効性という点では問題があろう。本来ならば各官職の成立に合わせて順次規定されるべきものである。この他、第一三条第四項の「行政執行署（行政執行署）」、第三〇条第一項の「檢察署（検察署）」、第三三条第一項の「陳情處理中心（陳情処理センター）」、同第二項の「訴願法（訴願法）」、第三四条第一項の「施行細則（施行細則）」、第四三條第五項の「審力（審察

力）」「刑事訴訟法（刑事訴訟法）」といった機関や法律に関しても同様であり、そのほとんどが「法治法務部」の権限行使に直接關わるものとして規定されている。

(8) 第三三条第三項「前項陳情處理中心之（前項の陳情處理センターの）……」のうち、「前項（前項）」は當然同第一項を指すが、「陳情處理センター」に關してはむしろ同第一項に規定されている。従って、この「前項」は「第一項（第一項）」に改正すべきである。

(9) 第三六条は、台灣において既に不法居留又は滞在している無国籍人又は外国人に關し、「在本法實施之日起六個月内（本法の施行の日から六ヶ月以内において）」特別許可を申請し滞在査証の手続を行うことができると規定している。しかし、「台灣公民權利法」は「一〇一一年三月一一日に公布され、同年八月一日に施行されているため「六個月内（六ヶ月以内）」の申請期間は「一〇二一年一月三一日まで」ということになり、この規定は事實上既に実効性を失っている。「台灣民政府」は「米國軍事政府」から政権を授与される以前は公權力を行使することができず、現時点において法律の条文に明確な期限を規定すべきではない。従って、第三六条の「在本法實施之日起六個月内」を削除し、同条の条文末尾に例えば「其申請期限、由法治與法務部定之（その申請期限は、法治法務部がこれを定める）」を追加すれば、同条の規定が期限切れにより実効性を失うことは避けられる。第四三條第三項の「在本法實施六個月後（本法の施行六ヶ月後において）」に關しても同様である。

(10) 第三六条は、「有下列身分之一者（次に掲げる身分の一つ

を有する者は)」、「可向法務省法務部申請特許辦理官留簽證(法務法務部へ特別許可を申請し滞在査証の手続を行うことができる)」と規定している。しかし、同第三号後段の条文において、同各号に掲げる身分の認定方法に関する規定が同時に含まれており、妥当ではない。従って、第三六条第三号後段に関しては、別に第三六条第二項を設けて規定すべきである。

(1) 第四一条見出し「本法制定與修定程序(本法の制定と改正の手続)」のうち、「制定(制定)」「修定(改正)」「修正(全面改正)」「修正(部分改正)」という別の用語が使用されており、見出しにおける用語と条文における用語が完全に一致しておらず、その意味が理解し辛い。その上、既に制定された法律の条文において、その法律の制定手続を改めて規定するのであれば矛盾を生じる。従って、見出しにおける用語を条文における用語に一致させ、第四一条見出しは「本法修訂與修正程序(本法の全面改正と部分改正の手続)」に改正すべきである。